

ひがしそのぎ
議会だより
 第134号



第2回定例会（多くの方に傍聴に来ていただきました）

一般質問	2～4 ページ
平成23年度特別会計補正予算	4 ページ
条例改正	5 ページ
議員発議・繰越明許費に関する報告	6 ページ
平成22年度各会計補正予算・委員会構成	7 ページ
議長就任挨拶	8 ページ

一般質問

六月議会で五人が町政全般について質問しました

(本稿は質問者の責任で作成しています)



橋村 孝彦 議員

新町長、給与50%カットの整合性について

【議員】かつて、日本の町村制での首長は無給、無報酬の時代があった。

その結果、富豪や地方の盟主でない首長には成れなかった。これでは、経済的弱者は首長になれないばかりか、参政権まで奪うのに等しい。

そこで、政治家に適正な報酬を与える事は富める者も、そうでない者も等しく政治に参加する為に必要不可欠な事だ。つまり、誰でもが首長、議員選挙の候補者になれる環境が議会制民主主義の原則だ。

町長給与五〇%カット

が下がると世の中にお金が回らない。その結果、消費が落ち込み景気は益々悪くなり税収も減る。

又、給料を下げざるを得ない状況になる。まさに、デフレスパイラルの見本と思うが。

【町長】半分は町の為使う。従って、その分は消費される。

【議員】半額は副町長、教育長にも及ぶのか。又、一般職員にも減額を望まれるのか。

【町長】副町長、教育長は今後、検討する。一般職員はしない。

【議員】副町長、教育長は町長と理念が同じ人を任命されると思う。それなら当然、同じ半額であるべきと思う。私も一般職員の減額はするべきではないと思う。

【議員】議案書では一年間の条例改正になっているが、任期中は継続されるのか。

【町長】任期四年間は継続する。



本下 利之 議員

公職選挙法について

【議員】政治活用看板を裏返しされたり、他の場所に移動されたり、嫌がらせがあった。公職選挙法違反に係らないか。

【選挙管理委員長】非常に残念に思う。公職選挙法第二二五条・刑法第二六一条があります。

これは司法の権限に係わる事であり、町選管の範疇にはない。

【議員】事前運動では、個別訪問にお土産付き、事務所開きにはお酒で乾杯、選挙期間中はお酒を振舞われた。

一人の逮捕者もないが、議会人としての疑問符が付く。

はつきりとした線引きで説明をするべきではなかったか。

選挙法第一三九条違反にあたる。

次回からの説明会では、今回起きた事件を教訓として、候補者、関係運動員に十分な周知徹底を踏る。

【議員】証票については、【選挙管理委員長】郡内三町の会議や、県内八町の会議に提起して意見を求めたい。



歴史民俗資料館

義務教育について

【議員】現状では、千綿中学校の生徒に十分な部活動の提供がされていない。今後の対応と処置は、【町長】この問題は早く解決しなければと思う。次代を担う大切な生徒達です。しっかりと対応したい。

古文書の取り扱いについて

【議員】歴史資料館に収められている古文書の取り扱いについて。

【教育長】現在は専門家の満井先生を柱として、パート・ボランティアの数名で解読や整理を行っている。

【議員】現状では、取り扱う責任の所在がはつきりしていない。

法の下で委託する考えはないか。

【町長】これからの研究課題とする。

防災対策について

【議員】防災上の拠点となる本庁舎の検証と、想定される被害内容について尋ねます。

【町長】学校は耐震化が済んでいるが、役場庁舎については、昭和六十二年の増築部分は安全と言え、昭和三十六年完成の旧館については改築・補強とも出来ない。

情報センター(オフトーク)は階下に有り安全とは言えないし、電算機器は三階にあり、検討したい。

【議員】今月七日に出された防災計画書で一部に不備があるので再検討をお願いしたい。

避難場所は緊急と被災者の時は分けて表示すべきで、緊急避難所には学校等が中心であるので、空教室を前もって指定してマット等を用意し、地区の区長さんに避難所の管理をお願いし健常者以外の方を安全に避難させる事に注意すべきでは。

【町長】防災計画書に沿って指摘のあった点は改善したい。

ケートをいただいている。賛否両論あるが、子ども達のことを第一に考えなければならぬ。

基本的な考えとして、教育の機会均等、施設・設備の公平性を確保する。

それに学力、人格、社会性など、望ましい教育環境を考えるべきである。



彼杵小学校



佐藤 隆善 議員

所信表明の交流人口と定住促進について

【議員】所信表明の重点六項目の内、交流人口の

海岸線の潮害防止対策は

【議員】小音琴郷と千宿水神宮裏の海岸線被害について、どのようにとらえておられるのか。

海浜に打ち寄せる波を減衰し、侵食防止や魚介類の養殖などを目的とするのも案として構想の中にあるのか。

現在までの計画の進捗状況と、今後の対策は。

【町長】小音琴郷の海岸線被害は本来JRが考

えるべきで、本社まで対策についてお願いに行きたい。

町政の基本方針について

【議員】雇用の創出について企業進出の見込みを、どの時点で見極められるのか。

【町長】新幹線建設の残土で団地を造成中であるが、タイムリーな進出があったときは、影響がある。

東京の企業が九州進出でリスクの分散を図られているので、今後、民間用地の買収で企業を誘致したい。

【議員】子育て世代の転出に対する歯止めや、人口流入の政策に、中学生までの医療費無料化はできないか。

【町長】無料化について研究したい。

【議員】農業経営に企業経営を推進する考えは。

【町長】農業者が生産・加工・販売まで行えるよう協業化ができないか検

討する。

また、農業ビジネス・スクールの講演などを計画し、農業に企業経営を

【議員】町内消費を促進するため、町内で使用できる町振興券を商工会と協議して、創設する考えは。

一般質問

六月議会で五人が町政全般について質問しました

(本稿は質問者の責任で作成しています)



橋村 孝彦 議員

新町長、給与50%カットの整合性について

【議員】かつて、日本の町村制での首長は無給、無報酬の時代があった。

その結果、富豪や地方の盟主でない首長には成れなかった。これでは、経済的弱者は首長になれないばかりか、参政権まで奪うのに等しい。

そこで、政治家に適正な報酬を与える事は富める者も、そうでない者も等しく政治に参加する為に必要不可欠な事だ。つまり、誰でもが首長、議員選挙の候補者になれる環境が議会制民主主義の原則だ。

町長給与五〇%カット

が下がると世の中にお金が回らない。その結果、消費が落ち込み景気は益々悪くなり税収も減る。

又、給料を下げざるを得ない状況になる。まさに、デフレスパイラルの見本と思うが。

【町長】半分は町の為使う。従って、その分は消費される。

【議員】半額は副町長、教育長にも及ぶのか。又、一般職員にも減額を望まれるのか。

【町長】副町長、教育長は今後、検討する。一般職員はしない。

【議員】副町長、教育長は町長と理念が同じ人を任命されると思う。それなら当然、同じ半額であるべきと思う。私も一般職員の減額はするべきではないと思う。

【議員】議案書では一年間の条例改正になっているが、任期中は継続されるのか。

【町長】任期四年間は継続する。



本下 利之 議員

公職選挙法について

【議員】政治活用看板を裏返しされたり、他の場所に移動されたり、嫌がらせがあった。公職選挙法違反に係らないか。

【選挙管理委員長】非常に残念に思う。公職選挙法第二二五条・刑法第二六一条があります。

これは司法の権限に係わる事であり、町選管の範疇にはない。

【議員】事前運動では、個別訪問にお土産付き、事務所開きにはお酒で乾杯、選挙期間中はお酒を振舞われた。

一人の逮捕者もないが、議会人としての疑問符が付く。

はつきりとした線引きで説明をするべきではなかったか。

選挙法第一三九条違反にあたる。

次回からの説明会では、今回起きた事件を教訓として、候補者、関係運動員に十分な周知徹底を踏る。

【議員】証票については、【選挙管理委員長】郡内三町の会議や、県内八町の会議に提起して意見を求めたい。



歴史民俗資料館

義務教育について

【議員】現状では、千綿中学校の生徒に十分な部活動の提供がされていない。今後の対応と処置は、【町長】この問題は早く解決しなければと思う。次代を担う大切な生徒達です。しっかりと対応したい。

古文書の取り扱いについて

【議員】歴史資料館に収められている古文書の取り扱いについて。

【教育長】現在は専門家の満井先生を柱として、パート・ボランティアの数名で解読や整理を行っている。

【議員】現状では、取り扱う責任の所在がはつきりしていない。

法の下で委託する考えはないか。

【町長】これからの研究課題とする。

防災対策について

【議員】防災上の拠点となる本庁舎の検証と、想定される被害内容について尋ねます。

【町長】学校は耐震化が済んでいるが、役場庁舎については、昭和六十二年の増築部分は安全と言え、昭和三十六年完成の旧館については改築・補強とも出来ない。

情報センター(オフトーク)は階下に有り安全とは言えないし、電算機器は三階にあり、検討したい。

【議員】今月七日に出された防災計画書で一部に不備があるので再検討をお願いしたい。

避難場所は緊急と被災者の時は分けて表示すべきで、緊急避難所には学校等が中心であるので、空教室を前もって指定してマット等を用意し、地区の区長さんに避難所の管理をお願いし健常者以外の方を安全に避難させる事に注意すべきでは。

【町長】防災計画書に沿って指摘のあった点は改善したい。

条例改正を可決

課設置条例の一部を改正する条例

まちづくり課を新設し、まちづくりの機能的組織、体制づくりに向け、役場組織の見直しを行うため。

公共下水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日本下水道協会が公益法人に移行するため、下部組織が切り離され、名称が長崎県下水道協会となるため。

定住促進条例の一部を改正する条例

対象者、交付要件及び金額等を拡充するため。

100万円（町内業者の施工による新築住宅の場合、住宅一戸につき）

70万円（町外業者の施工による新築住宅で、工事費のうち3割以上を町内業者が請けて施工した場合、住宅一戸につき）

50万円（町外業者の施工による新築住宅の場合、住宅一戸につき）

10万円（高校生以下の児童・生徒が同居する世帯の場合、1人につき）

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

現下の経済情勢、町財政状況等を踏まえ町長の給与を減額するもの。

第2条の規定にかかわらず、町長の平成23年7月から平成24年3月分の給料は、同条の月額から当該月額に100分の50を乗じて得た額を控除した額を支給するもの。

東彼杵町税条例の一部を改正する条例

今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として今回改正されたものです。

個人住民税では、雑損控除の特例については、住宅や家財等に係る損失の雑損控除について平成23年度住民税での適用を可能とし、繰越可能期間を現行3年から5年とする。

固定資産税では、大震災により滅失・破壊した住宅（被災住宅）の敷地用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10ヶ年度分について当該土地を住宅用地とみなし、小規模住宅用地の特例措置の対象とするものです。

損害賠償の額を定めることについて

国民健康保険税の賦課誤り（1件）により、127,800円を賠償する。

損害賠償の額を定め和解することについて

汚水幹線管渠築造工事に伴う振動により、相手方所有家屋が損傷したため、1,891,700円を賠償し、和解する。



浪瀬 真吾 議員

広域農道と
国道三四号線を繋ぐ
道路の建設について

【議員】本町を通る広域農道（大村湾グリーンロード）は、各関係機関、更には地権者、地域の皆様方の、ご理解とご協力により今年度末には開通の見込みである。

この広域農道の開通により、土地の有効利用や産業開発が見込まれ、かなりの交通量も予想される。この広域農道を有効活用するためにも大野原高原線と共に国道三四号線法音寺地区に通ずる道路の整備も必要になってくるものと考えますが、町長の所見を伺う。

通体系が大きく変わるの
で交通量の調査が必要に
なる。
例えば七メートル道路
を設置した場合、家屋の
移転や橋梁の設置が必要
になり多額の費用が掛か
るので、その財源の確保
や費用対効果、また広域
農道の流れがどう変わる
かを見極めてからの計画
になる。補助事業の活用
で前向きに検討したい。
【議員】昨年陳情された
大野原高原線歩道設置に
ついてどう受け止めるか。
【町長】現場を見て担当
と精査をして要望に応え
られるよう努力したい。

ひがし 庄移動後の
跡地利用について

えるが、東彼杵町の将来
を考えた場合、町が借り
受けたりして道の駅周辺
を整備拡充し、交流人口
を増やすことも考慮しな
ければならないと思う。
現在の道の駅は、お客
さんも多くなり駐車場ス
ペースも狭く祝祭日のと
きは特に支障を来たして
いる現状であり、更に売
り場面積も手狭の様に感
じる。
現在、町内外合わせて
約三九〇名近くの方が登
録をされて出品をされて
おり、農業の活性化ま
た家庭菜園によるところ
の高齢者の健康維持増進
にも大いに役立っている
と考えるが、町長の所見
を伺う。
【町長】現在のところは
白紙の状態、これから
協議がなされる。
跡地を東彼杵町が利活
用できるとすれば、町が
主体性を持って町民皆様
方の意見を聞き、道の駅
や資料館を含めた整備計
画で推進をしたい。
【議員】正副管理者会議
の中で、早いうちに東彼
杵町の方角性を決めてほ
しいがどうか。
【町長】時期を見ながら
適切に協議をして行く。

平成23年度各会計補正予算を可決！

●一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出161,187千円を追加し、総額を4,587,187千円とするもの。

歳出では、農業振興費104,180千円、財産管理費12,053千円、電子計算費8,968千円、中学校管理費6,700千円、土地改良事業費5,816千円、社会教育総務費2,681千円、河川管理費2,000千円等の追加。

歳入では、特定財源として県支出金78,607千円、基金繰入金7,690千円、財産売却収入3,737千円、を追加。又、一般財源として地方交付税44,152千円、前年度繰越金25,000千円を計上。

●国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

国民健康保険税課税誤謬による賠償金として128千円の計上である。

●介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ9,505千円を追加し、総額を822,105千円とするもの。

歳出では、22年度介護保険事業精算に伴う償還金9,455千円などの追加。

歳入では繰越金9,455千円などの追加。

●簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ893千円を追加し、総額を257,193千円とするもの。

歳出では、コンビニ収納システム改修業務委託料893千円の計上である。

歳入では、繰越金を財源とする。

●公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ1,900千円を追加し、総額を414,900千円とするもの。

歳出では、管渠築造工事に伴う家屋補償費1,900千円の計上である。

歳入では、繰越金の追加。

平成22年度各会計補正予算(専決処分)

平成23年3月31日付、専決処分により補正予算措置がなされ、全会計について最終的な予算額が次のとおり確定しました。

単位：千円

会計別	補正予算額	最終予算額	H21最終予算額	H21対比(%)
一般会計	66,731	5,100,000	5,217,300	△117,300 (△2.2)
国民健康保険事業特別会計	△27,897	1,083,391	1,124,479	△41,088 (△3.7)
老人保健事業特別会計	△3,099	698	4,894	△4,196 (△85.7)
介護保険事業特別会計	△415	799,960	760,595	39,365 (5.2)
後期高齢者医療特別会計	△6,092	84,651	87,308	△2,657 (△3.0)
簡易水道事業特別会計	△5,900	262,335	312,182	△49,847 (△16.0)
農業集落排水事業特別会計	△1,300	40,100	40,800	△700 (△1.7)
漁業集落排水事業特別会計	△800	7,500	7,700	△200 (△2.6)
公共下水道事業特別会計	△14,104	398,147	429,738	△31,591 (△7.4)
※参考 公共用地等取得造成事業特別会計	—	49,832	148,320	△98,488 (△66.4)
計	7,124	7,826,614	8,133,316	△306,702 (△3.8)

議会委員会構成表

議長：森 敏則
副議長：本下 利之

(◎委員長、○副委員長)

委員会名	委員名
常任委員会	◎岡田伊一郎 ○浪瀬 真吾 堀 進一郎 佐藤 隆善 後城 一雄 本下 利之
	◎福田 修 ○樋口庄次郎 橋村 孝彦 滝川 初夫 吉永 秀俊
議会運営委員会	◎橋村 孝彦 ○吉永 秀俊 福田 修 浪瀬 真吾 岡田伊一郎 本下 利之
議会広報編集特別委員会	◎樋口庄次郎 ○滝川 初夫 本下 利之 橋村 孝彦 佐藤 隆善 岡田伊一郎
議会改革特別委員会	◎吉永 秀俊 ○佐藤 隆善 福田 修 橋村 孝彦 浪瀬 真吾 堀 進一郎 滝川 初夫 樋口庄次郎 岡田伊一郎 後城 一雄 本下 利之
学校適正規模調査検討特別委員会	◎浪瀬 真吾 ○本下 利之 福田 修 橋村 孝彦 堀 進一郎 滝川 初夫 吉永 秀俊 佐藤 隆善 樋口庄次郎 岡田伊一郎 後城 一雄
東彼杵町監査委員(議選)	吉永 秀俊
東彼杵町学校給食センター運営委員	佐藤 隆善

議員発議

議会委員会条例の一部を改正する条例

役場組織見直しにおいて、「まちづくり課」が新たに設置されたことに伴い、常任委員会の所管を追加するため。

議会改革特別委員会設置に関する決議

地方分権・地域主権時代にふさわしい議会とは何かを調査研究するため。

学校適正規模調査検討特別委員会設置に関する決議

昨今の著しい子どもの減少に伴い、児童生徒がより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるよう、執行部とともに適正な学校規模について調査研究するため。



今議会に求められているものとは

東彼杵町副町長の選任について



全員一致で同意しました

住所 東彼杵町三根郷1745番地3
氏名 小山田 正一 (62歳)

平成22年度繰越明許費に関する報告

- ◎一般会計について 繰越明許費繰越計算書により報告
繰越金額は24事業 517,402千円
- ◎公共用地等取得造成事業特別会計について 繰越明許費繰越計算書により報告
繰越金額は1事業 35,400千円
- ◎簡易水道事業特別会計について 繰越明許費繰越計算書により報告
繰越金額は3事業 50,904千円

大野原高原線改良工事(13工区)契約額の変更について

- 1 契約変更の方法 当初 指名競争入札による契約
変更 随意契約
- 2 変更前契約金額 51,030,000円
- 3 変更後契約金額 53,410,350円
- 4 契約の相手方 住所 東彼杵郡東彼杵町三根郷1622番地7
会社名 株式会社 朽原建設
代表取締役 朽原 保

議長就任挨拶

森 敏則



町民の皆様には、日頃より町議会の活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

この度、去る5月27日開催の臨時会におきまして、引き続き議長として拝命いたすことと相成り、改めて責任の重さを痛感し、議会の「まとめ役」として全力で務めさせて頂く覚悟であります。

今、本町を取り巻く状況は東日本大震災により、国の財政も危機的な状況となり、財源の多くを国に依存している本町においては、これまで以上に財政的に厳しくなる事が懸念されます。

限られた財源の中で、効率的な町政運営を余儀なくされていることから、議会も行政と厳しい状況を共有し且つ議会独自の観点から活動する事が求められています。

このため、今期最初の取り組みとして、6月定例会において、地方分権、地域主権時代にふさわしい議会とは何かを、調査研究するため「議会改革特別委員会」を設置するとともに、昨今の著しい子どもの減少に伴い、児童がより良い教育環境の中で効率的な教育が受けられるよう、執行部とともに適正な学校規模について調査研究するため「学校規模調査検討特別委員会」を設置し、全議員で取り組んでまいることにしております。

従って各議員が、それぞれの力量を十分に発揮できるように配慮しつつ、議会本来の議決機関、チェック機関などの機能を十分に発揮するとともに、「きちっとした政策」を提言することで、東彼杵町の発展と町民の福祉向上が図られますよう誠心誠意、全力を傾注する決意でございます。

最後に、開かれた議会運営改革と活性化を図りながら町民から信頼される議会を目指して邁進していきます。

どうか、今後とも町議会に対し、より一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

一生懸命がんばりますので
よろしくお願ひします

